

Zentokkyo Monthly Report 2020年7月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p>第22回広報委員会 日 時：7/13 (月) 15:00～17:00 於：大阪・鐵鋼會館1号会議室 出席者：6名 内 容：①委員長及び副委員長の選任について ②広報誌「すてぃーる71号」の記事校正確認等について ③広報誌「すてぃーる72号」の記事内容等について ④協会案内リーフレットの作成報告について ⑤2020年度事業計画及び予算について ⑥次回委員会日程について</p> <p>拡大三役会議緊急オンライン会議 (Zoomによるオンライン会議) 日 時：7/22 9:45～10:45 内 容：①加工技士 (上級編) の検定試験について ②販売技士入門編の研修講座について ③販売技士3級の研修講座について ④販売技士1級の研修講座について ⑤全国ボウリング大会について ⑥新年賀詞交歓会について ⑦理事会・本部の各委員会について ⑧各支部の今後の事業展開について ⑨WEBの進捗について</p>
東 京 支 部	<p>特殊鋼販売加工技士上級編研修講座 日時：7/6・7 16:00～18:30 於：鉄鋼会館8階 受講者：34名</p> <p>特殊鋼販売技士入門編研修講座 日時：7/10(金) 於：鉄鋼会館8階 受講者：72名</p>
大 阪 支 部	<p>特殊鋼販売加工技士上級編研修講座 日 時：7/2・6・14(21・27・28・30 予定の講義は中止) 18:00～20:30 於：大阪・鐵鋼會館および御堂會館Cホール 受講者：21名</p> <p>2020年度部会長会議 日 時：7/3 (金) 10:30～12:00 於：大阪・鐵鋼會館&Zoom 出席者：7名 議 題：2020年度の各部会行事運営について 他 (7/31 予定のボウリング大会北ブロック予選会は中止)</p>
名 古 屋 支 部	<p>第一回 人材育成部会 日 時：7/6 (月) 於：北京 (観光ホテル内) 出席者：8名 内 容：・2020年度活動内容オーソライズ ・各研修担当決定 ・認定式実施有無検討⇒2020年度は中止 ・研修及び申込のオンライン化について現状把握</p> <p>人材育成部会引継ぎ 日 時：7/14 (水) 於：永田鋼材殿 出席者：4名 内 容：中島支部長⇒永田人材育成部会長、事務局に引継ぎおよび過去の経緯等レクチャー</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大影響に伴う今後の協会事業の対応措置 検討会 日 時：7/22 (木) 出席者：兼田事務局長 対 応：・特殊鋼販売技士3級中止を受講申込者へ連絡 ・各研修中止に伴い、研修会場のキャンセル手続き開始</p> <p>特殊鋼販売加工技士上級編 オンライン開催準備 日 時：7/27 (月) ～7/28 (火) 内 容：・備品準備</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者連絡・問合せ対応 ・接続テストなど 特殊鋼販売加工技士「上級編」オンライン講義実施 日 時：7/28（火） 於：名古屋支部事務所 受講者：27名 （7/27 予定の第一回経営効率化部会は8月末にオンライン会議実施予定）
東北支部	特になし
北関東支部	特になし
静岡支部	特になし
中国支部	特になし
九州支部	特になし
青年部会	特になし

【事務局だより】

1. 経済産業省製造産業局金属課より

【周知依頼】「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」について

この度は、厚生労働省から当省を介して周知協力依頼が以下のとおりありましたので、お送りします。
 （厚生労働省からの依頼）

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向け、荷主やトラック運送事業者に向けたガイドラインやリーフレットの周知等、様々な取組を行ってきたところです。

令和元年度には、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を開設し、貨物を運送するトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策などを、広く国民、荷主企業、トラック運送事業者の皆さまに向けて情報発信しております。

○トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

本ポータルサイトをより多くの方にご利用いただきたいことや、荷主のみなさま向けのコンテンツを新たに追加することから、本ポータルサイトの周知用ポスター・リーフレットを作成いたしました。（上記URLよりご覧いただけます。）

【周知依頼】飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の実施について

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっています。

こうした中、最近、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、いわゆる飲み会、会食等の場でクラスターが発生しており、飲食店等におけるクラスターの発生を防止するための取組を強力に推進していく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（別添）が取りまとめられました。

本方針では、職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体等と一体となった取組強化の方針が定められています。

これを踏まえ、御留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、貴団体の従業員及び会員企業に対し、周知徹底いただきますようお願いいたします。

1. 業務後に大人数で会食や飲み会を行うことを控えること。
2. 会食等で飲食店等を利用する場合には、今後運用の拡大が見込まれる、生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスターやステッカーのほか、飲食業界が策定している感染防止ガイドラインに対する自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
3. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードや、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合には当該システムの利用について、事業の公益性を踏まえつつ、自社従業員はもとより、取引先企業にも推奨すること。
4. テレワーク、時差出勤、自転車通勤を推進すること。
5. 体調が良くない従業員を出勤させないこと。

【周知依頼】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた8月1日以降における催物の開催制限について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年2月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってまいりましたが、8月1日以降の催物開催については、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m））を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安が示されておりましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現

状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとすることになりました。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにもご留意ください。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）にご留意下さい。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途ご連絡させていただきます。

<参考資料>

令和2年5月25日付け事務連絡 移行期間における都道府県の対応について（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

令和2年7月8日付け事務連絡 7月10日以降における都道府県の対応について（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）（内閣官房HP）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0525.pdf

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【周知依頼】職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

各事業者の皆様に対して、

- ①集団感染の早期封じ込め、
- ②基本的な感染予防の徹底

が提案されたところです。このような状況を踏まえ、今般、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめたとのことで、厚生労働省より周知依頼がまいりましたので、会員企業等に対し周知いただきますようお願いいたします。

お手数おかけしますが、何卒よろしくようお願いいたします。

<厚生労働省HP>※詳細はこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12865.html